

「G20諸国の貿易措置に関する報告書（第10版）」 （概要）

平成25年12月24日
経済局国際貿易課

今月、世界貿易機関（WTO）は、「G20諸国の貿易措置に関する報告書（第10版）」（注）を作成・公表したところ、ポイント次のとおり。

- 2013年の世界貿易の伸び率の予測は2.5%であり、前回報告書公表時（2013年6月時点）より下方修正。
- 新たにG20諸国により導入された貿易制限的措置は前期に引き続きさらに増加（6か月間で116件）。
- 2008年のリーマンショック以降にG20諸国が導入した貿易制限的措置のうち、これまでに撤廃された措置は20%にとどまり、前期（19%）よりも若干改善したものの、引き続き撤廃のペースは遅い。
- 報告書は、保護主義抑止のために多角的貿易体制が果たすべき役割を強調しつつ、そこにおいてG20がリーダーシップを発揮すべきとしている。

（注）「G20諸国の貿易措置に関する報告書」

（1）本報告書は、世界金融危機を受けてとられた保護主義的措置を監視するため、2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおける首脳の要請に基づき、約半年ごとにWTOが作成している（WTO公式ウェブサイトにて公開：

http://www.wto.org/english/news_e/news13_e/trdev_18dec13_e.htm）。

今回は、2013年5月中旬から2013年11月中旬までの約6か月間にとられた措置が対象。

（2）本報告書が扱う貿易制限的措置は、G20各国の通報に基づき、WTO事務局がリストアップしたものであり、措置がWTO協定と整合的であるか否かは問われていない。また、今回我が国による新たな貿易制限的措置は報告されていない。

報告書の概要

- （1）2013年の世界貿易伸び率の予測は2.5%と、前回6月時点（3.3%）に比べ下方修正され、過去20年間の平均である5%を依然大きく下回っている。こうした中、G20諸国が新たに導入した貿易制限的措置は、前期に引き続きさらに増加（前々期71件（14.2件）→前期109件（15.6件）→116件（19.3件）（カッコ内は月平均））。実施中の貿易制限的措置も増加しており、これらの影響を引き続き懸念。
- （2）なお、リーマンショック後に導入された貿易制限的措置は、世界の総輸入額の約3.9%（G20諸国間の輸入額の約5.0%）に影響を与えている。

（了）